

統一地方選挙

投票日 知事・道議は 4月10日(日)
町長・町議は 4月24日(日)

統一地方選挙は、昭和22年4月に新しい地方自治制度に基づき初めて行われ、その後、4年ごとに行われ、今年第17回にあたります。その期日は、昨年12月に公布された「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」により次のとおり定められました。

区分	投票日	告示日	選挙人名簿登録基準日
知事	4月10日	3月24日	3月23日
道議	4月10日	4月1日	3月31日
町長 町議	4月24日	4月19日	4月18日

投票できる方

投票するためには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。

今回投票できる方は、選挙ごとに選挙人名簿に登録される要件が違います。

(1) 知事・道議選挙

選挙期日現在20歳以上(平成

3年4月11日以前に生まれた方)で、次の要件を満たしている方。

① 知事選挙

平成22年12月23日(告示日前日の3カ月前)までに本町に転入届を行い、引き続き幕別町に居住している方。

② 道議選挙

平成22年12月31日(告示日前日の3カ月前)までに本町に転入届を行い、引き続き幕別町に居住している方。

(2) 町長・町議選挙

選挙期日現在20歳以上(平成3年4月25日以前に生まれた方)で、平成23年1月18日(告示日前日の3カ月前)までに本町に転入届を行い、引き続き幕別町に居住している方。

※過去に選挙人名簿に登録されている方が転出した場合、転出後4カ月経過したときに名簿から抹消されます。その後再転入しても、3カ月間の住所要件が無ければ選挙人名簿に登録されませんのでご注意ください。

住所要件にかかわる選挙権

(1) 知事・道議選挙

町外に転出して選挙人名簿

から抹消されていない方で、他の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合、転出先が道内に限り本町で投票することができます。

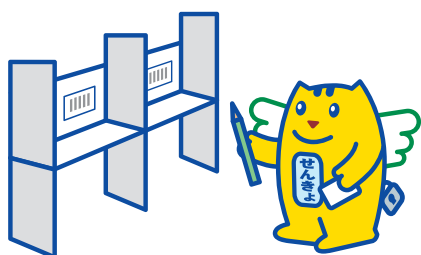
(2) 町長・町議選挙

選挙人名簿に登録されている方でも、選挙期日当日まで幕別町に居住していなければ投票はできません。

したがって、転出後4カ月経過していても、町長・町議選挙の投票はできません。

期日前投票制度

投票日に仕事や旅行などで投票することができないと見込まれる場合、期日前投票所に備え付けてある宣誓書にその事由を記載し、提出することで「期日前投票」をすることができます。



不在者投票制度

○名簿登録地の市町村で行う場合
投票日まで満20歳を迎える方で、投票日に仕事や旅行などの予定がある方は、幕別町の不在者投票所で「不在者投票」をすることができません。

○名簿登録地以外の市町村で行う場合
投票日に、用務または用事で他の市町村に滞在または居住している方は、事前に名簿登録地の選挙管理委員会に不在者投票用紙等を請求し、その滞在中に「不在者投票」をすることができません。

○指定病院等での不在者投票
不在者投票の指定を受けた病院や老人ホーム等に入院または入所されている方は、病院長、施設長に申し出ると、その施設で「不在者投票」をすることができます。

○郵便等による不在者投票
身体に重度の障害のある方で次に該当する方は、自宅で投票

用紙に自書記載し、郵便を利用して投票することができます。

郵便等による不在者投票の対象となる方

お手持ちの手帳の種類	障害名等	等級等
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

○郵便等による不在者投票等における代理記載制度
郵便による不在者投票ができる方で、自ら投票の記載をすることができない次に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会委員長に届け出た方（選挙権を有する者）に投票に関する記載をさせる「代理記載制度」があります。

代理記載ができる人

お手持ちの手帳の種類	障害名等	等級等
身体障害者手帳	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚の障害	特別項症～第2項症

郵便等による不在者投票・代理記載の制度の手続は、ほとんどを郵便等で行うため日数がかかるほか、投票用紙の請求が投票日の4日前までとなっているので早めに手続きしてください。

◆問い合わせ先

町選挙管理委員会事務局（役場3階☎【幕】54121111 内線312・313）

投票立会人を募集します

知事・道議選挙（4月10日㊦）と町長・町議選挙（4月24日㊦）の投票立会人（各投票所ごとに2～3人）を募集します。

投票立会人は、選挙人の代表として、投票管理者のもと、投票事務が公正に行われるよう、投票事務全般について立ち会うのが仕事です。

選挙制度や政治に関する特別な知識や経験は必要ありません。

◆主な仕事の内容
投票所にて投票が公正に行われているか、投票終了後、投票箱が開票所へ確実に届けられるかなどを見届けることです。

◆応募方法

詳細は、募集のページ（30ページ）をご覧ください。

